

その12「工事費から設計料率の計算ができる」

□(チェック) 達成日 平成 年 月 日

その12 (解答) 国が定める補助要領・要綱には、設計料率が工事に応じて定められています。(表-1)

基本設計や建築設計費(実施設計費や工事監理費)は、工事費に表-1で算出した設計料率を乗じて得た額を補助の限度とすることが定められています。

(表-1)

施設建築物 工事費区分 (単位:百万円)	100	500	1,000	2,000	<u>3,000</u>	<u>5,000</u>	10,000	25,000
基本設計料率 (単位:%)	2.81	1.93	1.64	1.39	<u>1.27</u>	<u>1.12</u>	0.96	0.77

(注) 工事区分の中間部分については、直線的補間により料率を定めること。また、料率の端数は、小数点第3位以下切り捨てること。

その12 (続き)

○直線的補間を行って、基本設計費(百万未満切り捨て)の算出する方法

- 施設建築物工事を4,500百万円とします。

表-1より4,500百万円は、3,000百万円と5,000百万円との間となっているので、直線的補間により基本設計料率を求めます。

(基本設計料率)

$$1.27 - (1.27 - 1.12) \div (5,000 - 3,000) \times (4,500 - 3,000) = 1.1575$$

(基本設計料率)

$$4,500 \text{ 百万円} \times 1.15\% = 51.75 \text{ 百万円} \rightarrow 51 \text{ 百万円}$$

となります。

